

## 目次

### 第一章 裁判は小説よりも奇なり——忘れがたい法廷での出会い………1

「法廷闘争時代」の幕開けに 2

右手を挙げて宣誓？ 7

訓戒は無意味なのか 12

周平と鬼平を糧に 16

人定質問は最初のボタン 20

被告人からの手紙 25

最後まで迷うとき 29

第二章 判事の仕事——その常識・非常識……………39

紅茶を出されたら…… 40

刑事裁判官 vs. 民事裁判官 45

実務家 vs. 研究者 49

「一〇万丁事件」——裁判は記録あつてこそ 53

数学との縁 58

海外留学と『桜桃の味』 62

死刑の話 66

裁判官は事件を選べるか 70

背中に学ぶ 75

第三章 無罪判決雑感……………79

「合理的な疑い」とは何か？ 80

裁判官 vs. 新聞記者 84

最高裁長官になるには 89

「自由な議論」のために 94

悪文のチャンピオン 99

人を裁く 103

第四章 法廷から離れて——裁判所の舞台裏……………107

最高裁調査官の「魔術」と「錬金術」 108

人生の達人 113

マスコミ取材あれこれ 118

三大愚問に答える 122

転 勤——某支部の話 126

私の世代と戦争 131

裁判官が書いた本 135

法科大学院で教える 139

第五章 裁判員と裁判官——公平な判断のために求められるもの……… 143

国民の目線と少年事件 144

裁判官 vs. 弁護士 150

録・録の話 154

量刑の考え方——その1 「相場」ができるまで 158

量刑の考え方——その2 評議で大切なこと 162

冤罪論——裁判所の本音は	166
名もない顔もない裁判官	171
「判事の良心に二つはない」	176
絶望から希望へ	180
おわりに	185

イラスト 赤池佳江子

第一章 裁判は小説よりも奇なり

——忘れがたい法廷での出会い



## 「法廷闘争時代」の幕開けに

最初に自己紹介をかねて、いささか個人的な経歴を語っておきたい。私は、裁判官を四〇年余りして、二〇一〇年に退官した。その大半が刑事裁判官であった。地裁が約一六年、高裁が約一二年、最高裁の刑事調査官が四年である。あとの残りは、法務省刑事局で刑法全面改正作業に六年従事していた。

このように裁判官人生の大半を刑事裁判のみという例は、いまでは少なくなっている。私の場合、一九六九(昭和四四)年に東大安田講堂事件が起こり、その年の四月に東京地裁に新任判事補として配属となった。大量の学生たちが起訴され、「法廷闘争時代」の幕開けとなり、合議体のメンバーを途中で変えることが困難であったことから、判事補の最初の三年間刑事のみということになった。それがきっかけである。

刑事であつても民事であつても、裁判官の仕事の多くの部分を占めるのは、判決書の起案である。これには、若いときから誰でも苦労する。机に向かえばスラスラ書けるという天才肌の人はいるかもしれないが、大概は、悪戦苦闘する。これも修業のうちであり、最初の起案は徹底的に直されるのが普通である。

直すにも名人芸があり、原文は、わずかしか残っていないのに、見事につないで立派な起案に仕上げる人がいる。自分の起案は句読点だけだった、という自虐的な言葉も聞く。

このように詳細に直してくれるのは、たいへん有り難いことで、勉強になる。もつとも、直すだけが起案の指導方法ではない。まったく直さないと、いう方法もある。私が新任判事補として最初にお仕えた裁判長はこのタイプであった。合議体は三人構成で、裁判長と右陪席と左陪席からなる。左陪席の私が起案し、右陪席が手を入れたものを裁判長に提出すると、まったく直さない。一字も直さないのである。

それは、楽で良いと思うかもしれないが、逆であつて、大変だった。自分たちが起案したものは、裁判長がそのまま読み上げるのだから、一字でも誤りがあつてはならず、いわば、完成品を最初から作らなければならぬのである。そのプレッシャーは大きく、どうせ直してくれ



るからといった安易な気持ちは吹っ飛んでしまふ。私と右陪席で最高のものを作らなければならぬのである。そこがこの教育方法のミソなのであろう。

自分もこのやり方をまねしようと思ったが、とうてい、できなかつた。いくら完成品を目指した起案だつたとしても、どうしても、手を入れたくなる。これを我慢するということは、相当な自己規制の心組みがないと無理なのである。人間ができていないとダメだと、自分が直す側に回ったときに痛感した。

この裁判長は、合議でも、ご自分の意見は、最後まで言わない。合議を尽くして最後に右陪席がこんなものでしようかと言われると、それでいいでしょうと言われるだけだ。それまでは、右陪席、左陪席、司法修習生に時間制限なく議論をさせるのである。議論がまとまらないと、日曜日でもご自宅でその続きをした。その間、ニコニコして議論を聞くのを楽しまれる風情なのである。これほど、自由に議論をしたことは、四〇年近い裁判官人生でもなかつた。

驚いたのは、合議の最中に、地方から出張の挨拶で裁判官が来たときのことである。普通なら、今合議中なのでということと簡単に挨拶を受けられるだけであろう。そうではなかつた。せつかく来たのだから、今、原田君が説明するので、君の意見も聞きたいというのだ。そうすると、その方も驚きつつ、一生懸命合議に参加して自分の意見を述べられる。

出張の挨拶に行つて、合議に加わつた人はいないであろう。そんな合議は違法だと何かと堅苦しい人は言うであろう。しかし、合議において自由闊達に議論しろとは誰でも言うが、ここまで徹底してその雰囲気を大切にされたのは、この裁判長くらいである。ここでも、起案の例と同様、自分の意見は殺して、合議体として最高の合議結果と判決を練りあげようとされたのである。これも自分にはとうていまねできなかつた。人間の器うづわが違ふと実感した。

この裁判長は、法廷での訴訟指揮でも素晴らしかつた。

私が裁判官になつたその年の一九六九(昭和四四)年一月に安田講堂事件があつたことは最初に述べた。四月から大量起訴された学生の公判が始まり、東京地裁は、東大事件の荒れる法廷で明け暮れていた。多くの法廷では、被告人らの冒頭の意見陳述で不規則発言が相次ぎ、これに傍聴席も呼応して、被告人ら全員と傍聴人全員の退廷命令が繰り返されていた。

ところが、うちの法廷はそうではなかつた。被告人の意見陳述を一切制限しない。一時間でもさせる。次の被告人も同様である。最初の被告人が長く述べたので三〇分程度になる。次は、その半分くらいになる。八人目の最後の被告人にいたつては、もうありませんという。

拳を振り上げて、裁判所を糾弾しようとした学生もすっかり牙をぬかれてしまう。彼らの主

張内容は空疎で、何時間も語れる内容がないのである。だから、発言禁止など裁判所の規制をとらえて、暴言を吐こうと身構えているのにそれができない。また、同志の言葉のむなしさを身にしみて感じてくる。

結局、うちの法廷は、少し時間はかかっても、何ら荒れることもなく、平穩に終わった。学生たちは、敗北感を懐いて法廷を去った。その後も順調に審理は進んだ。これも起案、合議と同様、人間としてまねがでできる芸当ではない。この裁判長は、最後に最高裁判事にまでなられた。当然のことだと思う。

## 「右手を挙げて宣誓？」

裁判の証人尋問で宣誓をしてもらうと、右手を挙げて宣誓しようとする人が結構いる。アメリカ映画の影響かもしれない。我が国では、そのようにすることは求められていない。宣誓書をしつかり読み上げればいいのだ。

その文言は、刑事訴訟規則一一八条二項に規定されている。宣誓書には、「良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います」と書かれている。それに名前を書き、印を押さなければならぬ。ハンコがなければ、指印でもよい。

星新一さんの本に、「裁判所で芸者が印を押せと言われ、忘れたと答えた。拇印でもと言われ、意味を知らず、そのボインも忘れてきて」と言ったという話が載っている（『夜明けあと』新潮社）。ボインについては、ある謹厳な裁判長が女性の証人にさかんに拇印、拇印を押すの

ですと繰り返した。その証人がまさにそうだったので、陪席裁判官が笑いをこらえるのに大変だったという実話がある。いささか品のない話で、真面目な読者の方に怒られそうである。

この宣誓については、忘れがたい作品がある。『フライド・グリーン・トマト』（ジョン・アヴネット監督、一九九一年）というアメリカ映画である。題名になったのは、青いトマトをスライスして揚げたアメリカ南部の料理のことである。あまり美味しそうな感じはしないが、それを売り物にしたアラバマの小さな町の食堂を舞台とした物語である。

内容は、大変深刻なものだ。ある夜、白人の差別主義者が殺されてしまう。その犯人として、黒人の男が起訴される。公判では牧師が証言台に立ち、その晩、被告人は、教会の催し物に出ていたという明確なアリバイ証言をする。牧師様の証言であるから、直ちに、被告人は無罪放免となった。しかし、本当は、被告人は犯人ではないが、その妻がフライパンで男を殴打した現場にはいたのである。牧師は、それを知りながら偽証をしたことになる。ところが、宣誓の場面で、書記官から聖書に手を置いて宣誓して下さいと求められた牧師は、それなら私のものがありますからと言って、持参した本に手を置いて宣誓したのである。その本は、実は、『白鯨（モビイ・ディック）』だった。宣誓は無効だから、偽証罪に問えないというわけだ。『白鯨』は、反カトリシズムの本とも言われるから、これは素晴らしい皮肉であろう。

韓国のロースクールの学生が五、六名、先生に引率されて、私が教えている大学の授業参観に来たことがある。せつかくなので、何か彼・彼女らにも参加できることはないかと思案し、ちやうど証人尋問を扱う授業だったので、宣誓書を朗読してもらうことにした。日本語のものと最高裁が作成している韓国語版とを用意して、それぞれ読んでもらった。うちの学生は、恥ずかしそうに、いささか頼りなげに宣誓した。これに対して、韓国の学生(男性)は、実に堂々として見事な宣誓をしたのでびつくりした。あるいは、彼も、兵役を経て、根性が入っているのかもしれないと思ったりしたものだ。

宣誓をしたうえで偽証をすると偽証罪に問われる。我が国では、この偽証罪の起訴が極めて少ない。「検察の在り方検討会議」の委員として韓国視察に行ったとき、同国の検察官が、二〇〇七年に偽証罪で有罪になった人数は一五四四人であると、大変恥じていた。これに対して、我が国のそれは九人であった。学生にこの数の予想を聞くと、千人台の答えが出る。まさか、こんなに少ないとは思ってもいない。

これは、何を意味するのか？ 我が国の国民は、清廉潔白で偽証などしないからであろうか？ たしかに、そのような面もあるのかもしれないが、検察が、よつほど明らかでない限り、

起訴を控えているからだと思う。民事訴訟では、同じ事実について全く反対の証言がされることもままある。ということは、どちらかが嘘を言っていることになる。潜在的には、相当数の偽証が行われているとみてよいであろう。さすがに、刑事では、検察のチェックが入るから、それほどの偽証はないと思いたいが、それでも、私の控訴審の法廷での証言が偽証罪に問われ、起訴された例は三件、四名に上る。これ自体異例の数字である。

それに、検察は、警察官の偽証をまず起訴しない。私が経験した少なくとも事件で、判決の認定からして、証人となった警察官が偽証していることがかなり明らかケースもある。そうであれば、裁判官自身が告発すればよいのかもしれないが、それもしない。警察官の偽証は、闇から闇へ葬られるのである。裁判員裁判の法廷での偽証については、検察も十分注意して、場合によっては起訴に踏み切る方針になったといわれる。偽証は、裁判官裁判でもあつてはならないことであるが、裁判員を欺くような行為は厳罰に処すべきであろう。偽証は、裁判の公平を基本的に害するものであるから、その防止に努める必要は大きい。